

●香川県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年1月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

高松市西植田町字下森本2658、2665の1、字中谷3701の1、3702の1、3702の2、字奥中谷5978の2、5996（次の図に示す部分に限る。）、5998の1、6003の2、6013の1、6013の5、6017の1、6023の1から6023の3まで、字西奥中谷6056の1・6060の3・6060の16・6060の26（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、6086の1、牟礼町牟礼字源氏1652の6から1652の8まで、1653、1656の1、1656の6、1657の1、1657の2、1658の1、1658の2、さぬき市大川町富田中字奥弥勒3519の3、多和榎川188の3、仲多度郡まんのう町七箇字西屋谷4521、字尾ノ瀬4523の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに高松市創造都市推進局産業経済部農林水産課、さぬき市建設経済部農林水産課及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。）